

令和7年第13回議会運営委員会 要点記録

令和7年第13回議会運営委員会 要点記録

委員長 9番 小椋

改めて流れを確認する。

流れとしては、初日の議案説明で質疑を受けた後、委員会に付託され、委員会で審査、討論・採決を行い、最終日に委員長報告として審査結果を報告することとなる。

審査の観点は、規定の明確性・適法性、改正の必要性・理由の明確性、住民・関係者への影響などとなり、調査とは違うことに留意すること。

なお、最終日の委員長報告に対して質疑を行うことができるが、その際の答弁は委員長が行うこととなる。

委員長報告の内容は事務局と調整し、必要に応じて事務局と所管で調整を行う。

・委員長報告の内容に関しては、将来的にこの報告書に興味を持った町民が、どういった内容で審査が行われたのかが見て分かるように、委員会としての意思を記したものとしたい考え。

また、報告書を整理する時間が必要であることから、議案審査がある部署に関しては、3日目の午後に審査を行うこととしたが、今後日程確保ができないことも考えられるので改めて会期の延長を検討したほうがいいと感じた。

最終的に質疑は委員長に行うことになるため、議員間討議時に委員外の意見を聞いて審査の参考とすることも有効だと考えるので必要であればそうしてほしい。

・委員会の意思を表示する場は今後やっていきたい。

・付託案件とした場合の対応については、それでいいと思うが、そもそも、現状では付託を省略することができる内容なのか事前に判断することが困難。内容を把握するための資料の準備は難しいと思うが、それがなければ正確に判断できないと思った。

・今後、一部改正も付託されるということが通例になれば、所管も事前の委員会で内容を説明しておくことでスムーズに進められるという考えになるよう合意形成が図れればいい。

また、所管も何が付託されるのか分からなければ説明のしようもないと思うので、付託省略の一定の条件を設けることも必要になってくるのではないか。

・今後の予定を委員会の中で事前に報告できるような状況が作れればいいと思う。

・そういった行為は事前審査に当たらないのか。

・過去確認したことがあるが、明確に事前審査を禁止する規定はなく、会議の公開の原則から、本会議前に非公開の場で可否の意思決定の合意を取つておくことはよくないという観点で事前審査禁止とされている。

のことから、事前に報告を受けておくこと自体は事前審査に当たらないと言える。

また、審査ではなく、調査として行う分には問題ないと個人的には考える。

・委員会運営上、その点は意識している。可否を表明するような意見は、本会議や予算決算審査特別委員会の場など、正式にそれを行う場で述べるように促している。

・調査と審査を明確に使い分けることで対応できると考える。

・条例の一部改正の付託の件、審査結果報告書に委員会の意見を付す件については承知したが、気になる点が2点ある。

1点目は、報告書への意見について、必ずしもポジティブな意見ばかりにはならないということ。どちらかといえばネガティブな意見が出ることが多いのではないかと思っている。そうなると、必ずしも意見を付す必要はないのではないかと感じる。審査結果は可決だが、委員会のマイナス意見が書かれているといった状況が生じる。

2点目は、先ほども話が出ていたが、所管としては、どの案件が付託されるのかが分からないのは対応が困難なので、本音としては、はっきりとルール化されることを望むと思うし、審査件数が多くなれば会期にも影響する。

令和7年第13回議会運営委員会 要点記録

委員長 9番 小椋	こういったことから、町の部長級職員と、こういった議会運営全般に関する課題共有会議を開催してはどうかと考える。 ここで異議がなければ議題などを整理して話を詰めていきたいと考えるがいかがか。 ・今の話だが、付託審査の線引きについては、事前に確定できない部分がある。 時期や状況によって内容の重要度が変わってくる。例えば、今回付託審査する青少年問題協議会条例の改正について、数年前なら問題はなく、省略していたかもしれない。 また、報告書への意見であるが、ネガティブな意見がある場合が多くなるかどうかという点では、内容に問題がないから付託省略というのは基本的になしだと思っており、そうすることでバランスは取られると思うし、所管としても付託審査が前提となれば事務の進め方も変わってくると思う。 円滑に進められるように事前に情報提供などがされるようになることも考えられる。
委員 1番 市川	・今まで慣例的に行ってきた部分はあるので、議会側も整理し、町側と共に認識を持つことは必要だと考える。 町側の考え方もあると思うので、お互い腹を割って話し合う機会をぜひ設けてもらいたい。
委員長 9番 小椋	・議員の中でも意識共有した上で、進めなければ話がかみ合わない可能性があるので、事務局とタイミングを計りながら進めたい。 ・拡大庁議で、付託に関し意見交換を行ったところ、ざっくりとしたものでも構わないのである程度のルールは設けてほしいこと、また、臨時会に条例改正の議案が出しづらくなることを危惧していた。
事務局長 入倉	付託審査の場合、討論・採決のやり取りが見れなくなるのもあるのではとの意見もあった。 委員長報告に対する意見については、あえて書かずとも、審査の中で言ってもらえば伝わるという意見もあった。 所管としても考える部分があるので、課題共有会議を開催する方向で進めていきたいと思う。 ・付託した場合の情報公開については確かに困難ではあるが、実際議場ではあまり質疑が行われておらず、委員会のほうが意見が多く出るので、そこを公開していく仕組みづくりをしていったほうが見やすくなると思う。それが最適だと思う。
委員長 9番 小椋	また、臨時会における条例改正については、その可能性があった場合には臨時会前でも議会運営委員会を開催する必要が出てくるし、議案が上程された後に議会を一時中断して委員会を開催する必要も出てくる。 毎回ではないにしても、そうなった場合は臨時会が夕方までかかることも想定しておかなければならない。 いずれにしても、こういった議題について、町側と課題共有会議を開催する方向でよろしいか。 ・異議なし。
委員 一同	11:05 休憩
委員長 9番 小椋	11:08 再開
委員長 9番 小椋	・一般質問に併せて議事日程についても説明したい。
事務局長 入倉	3 一般質問の取扱いについて、及び5 会期及び議事日程について 資料により5についての内容説明
委員長 9番 小椋	令和7年9月8日から12日までの5日間
事務局長 入倉	1日目 議会運営委員会報告、会期決定の件、諸般の報告、行政報

令和7年第13回議会運営委員会 要点記録

	告、提出案件の概要説明
	2日目 一般質問
	3日目 休会（予算決算審査特別委員会、広報・広聴常任委員会、広報・広聴各小委員会、総務産業常任委員会、福祉文教常任委員会）
	4日目 休会（総務産業常任委員会、福祉文教常任委員会）
	5日目 常任委員会審査結果報告、予算決算審査特別委員会審査結果報告、各議案討論・採決、議員提出議案説明・質疑、討論・採決、閉会中の所管事務調査の件
	・横田議員が一般質問を取下げたので、8名から7名になった。よって、2日日程から1日日程に変更した。
	これによって水曜日の午前中が空いたので、予算決算審査特別委員会と広報・広聴常任委員会を前倒しして、午後から議案審査のある総務部と教育委員会の常任委員会を実施したいと考えているがよろしいか。
	なお、議案審査がない所管は、予定どおり木曜日に実施することとなる。
委員長	9番 小椋
委員	一同
委員長	9番 小椋
委員	一同
委員長	9番 小椋
事務局主幹	木幡
委員長	9番 小椋
副委員長	11番 今西
委員長	9番 小椋
委員	一同
委員長	9番 小椋
委員	一同
委員長	9番 小椋
議事2 その他	
1	第7回全員協議会について
2	第7回議員間討議について
3	次回議会運営委員会の開催について
	第14回議会運営委員会
日時	12月12日（金）定例会終了後
場所	委員会室1
議事	第4回定例会についてほか

令和7年第13回議会運営委員会 要点記録

			<ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会において、前回廃棄物関係の説明があると話したが、なくなつた。 ・何かあるか。 ・特になし。
委員長	9番	小椋	
委員		一同	
委員長	9番	小椋	
事務局主幹		木幡	
委員		一同	
委員長	9番	小椋	
委員		一同	
委員長	9番	小椋	
事務局主幹		木幡	
委員長	9番	小椋	
委員	8番	田村	
委員長	9番	小椋	
事務局主幹		木幡	
委員長	9番	小椋	
事務局主幹		木幡	
委員	8番	田村	
委員長	9番	小椋	
事務局主幹		木幡	
委員長	9番	小椋	
事務局主幹		木幡	
委員長	9番	小椋	
委員長	9番	小椋	
委員		一同	
委員長	9番	小椋	
委員長	9番	小椋	
			閉会挨拶
			11:52 閉会